

第六号

徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県総合計画審議会設置条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次の各号に掲げる者」を「学識経験のある者及び関係行政機関の職員」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において徳島県総合計画審議会の委員である者（改正前の第二条第二項第二号に掲げる者として任命された者に限る。）は、この条例の施行の日に、解任されるものとする。

提案理由

徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例が制定されたことに鑑み、徳島県総合計画審議会の委員の資格を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。